

07 立教大学学会等取扱規程

施行	1981年6月1日
改正	1988年6月15日
	1991年4月1日
	2004年4月1日
	2011年11月1日
	2013年2月1日
	(題名改正) 2020年4月1日

第1章 通則

(目的)

第1条 この規程は、立教大学（以下「大学」という。）の教員が大学を会場として開催される学会の教員責任者を務める場合、又は、国際会議補助金を申請する場合に必要な事項について定める。

(定義)

第2条 この規程において「登録団体」とは、次の各号のいずれかに該当するものとして、総長が認めた学術団体をいう。

(1) 日本学術会議、公共財団法人日本学術協力財団及び国立研究開発法人科学技術振興機構が提供する『学会名鑑データベース』に登録されているもの（「大学関係学協会」を除く。）

(2) 次の全てを満たしているもの

イ 学術研究を目的とすること。

ロ 全国的な団体であること。

ハ 当該専門分野についての代表的団体であること。

ニ 団体を代表する権限を有する役員を置いていること。

ホ 事務局（団体内における名称にかかわらず、運営上の諸事務を担当する機能を持つ部局等。）を持ち、年次大会、講演会、学術刊行物の発行等の学会活動を行なっていること。

2 この規程において「学会」とは、登録団体の主催する第6条で許可された年次大会、研究会等の会合をいう。

3 この規程において「国際会議」とは、別に定める立教大学国際学術研究交流制度による国際会議助成の対象となった国際会議をいう。

4 この規程において「教員責任者」とは、登録団体に所属する大学教員で、当該登録団体が大学で学会を開催するに際して責任者となる者をいう。

5 この規程において「開催責任者」とは、国際会議の開催を計画する教員で、開催に係る手続き、当日運営等において責任者となる者をいう。

第2章 学会の取扱い

(登録団体申請の手続)

第3条 学術団体登録の申請の手続は、学術団体の代表者から総長宛てに学術団体登録申請書を提出することによる。

2 前項の申請は、総長が審査する。

(学会開催)

第 4 条 大学は、大学を会場とした学会開催の申し出があった場合、審査の上で、許可することができる。

(学会開催の手続)

第 5 条 大学は、学会開催の申し出を、学会開催申請書の提出によって受け付ける。

2 学会開催申請書の提出期限は、学会実施期間初日の 2 か月前までとする。

3 学会開催申請書の提出は、教員責任者及び当該学会を主催する登録団体代表者が、総長宛てに行うものとする。

(可否の決定)

第 6 条 学会開催の可否は、学会開催申請書の受付順に総長が審査し、決定する。

(特典)

第 7 条 大学は、学会開催の場合、登録団体に対して、会場の使用料及び附帯設備の使用料を免除する。

(学会開催補助金)

第 8 条 大学は、学会が全国大会の場合、当該全国大会を主催する登録団体に学会開催補助金（以下「学会補助金」という。）を交付することができる。

2 学会補助金の金額は、登録団体の会員数に応じ、次の各号のとおりとする。

- (1) 200 人未満 25,500 円
- (2) 200 人以上 399 人以下 51,000 円
- (3) 400 人以上 599 人以下 76,500 円
- (4) 600 人以上 799 人以下 102,000 円
- (5) 800 人以上 127,500 円

3 同一登録団体に対する学会補助金の交付は 3 年に 1 回を限度とする。

4 第 1 項にかかわらず、大学は、設立 3 年未満の登録団体には、学会補助金の交付をすることができない。

第 3 章 国際会議補助金の取扱い

(国際会議補助金申請の手続)

第 9 条 大学は、国際会議補助金申請の申し出を、開催責任者から総長宛ての国際会議補助金申請書の提出によって受け付ける。

2 国際会議補助金申請書の提出期限は、国際会議実施期間初日の 2 か月前までとする。

3 前 2 項の申請は、受け付け順に総長が審査する。

(国際会議補助金)

第 10 条 大学は、国際会議開催の場合、当該国際会議に国際会議補助金を交付することができる。

2 国際会議補助金の金額は、10 万円を上限とし、その用途は別に定める。

第4章 雑則

(権限の委任)

第11条 総長は、第2章及び第3章の決定について総長室長に委任することができる。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、部長会の議を経て、総長が行う。

附 則

- 1 本規程は、1981年6月1日より施行する。
- 2 学会開催申請内規、学会開催申請内規に関する部長会申し合わせは、廃止する。

附 則

この規程は、1988年6月15日から施行する。

附 則

この規程は、1991年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2004年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2011年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、2013年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。